

県における住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査報告）について

1 監査の概要

- 長野県本人確認情報保護管理規程第7条の規定に基づき、セキュリティ責任者（市町村課長）は住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）の適正な運用を図るために監査を実施。
- 監査の基本方針及び方法は、「県事務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用に係る監査実施方針」（以下「監査実施方針」という。）に定め、これに基づきセキュリティ責任者及びネットワーク管理者（情報政策課長）が監査実施計画を毎年作成し、県機関における住基ネットに係る運用や職員が遵守すべき事項が守られているかを確認。

2 監査の実施方法

- 監査実施方針に基づき、事務利用機関等が自ら行う自己点検、内部監査人が監査する内部監査及び外部監査人が監査する外部監査の3種類を実施。

区分	方法等			対象機関
	内容	実施時期	監査人	
自己点検 (H20年度～)	調査表の該当項目について、1点から3点の3段階で自己点検を行う	毎年1回	各機関の責任者	事務利用機関＋運用機関（26機関） ○事務利用機関（24機関） 消防課、地域振興課、職員課、税務課、地域福祉課、ものづくり振興課、山岳高原観光課、国際観光推進室、農業政策課、建築住宅課、高校教育課、交通指導課、監査委員事務局、国際課、10地方事務所地域政策課 □運用機関（2機関） 市町村課、情報政策課
内部監査 (H20年度～)	自己点検結果について内部監査人が実地に検証する	1機関あたり	セキュリティ責任者及びネットワーク管理者の指定する職員	○事務利用機関（24機関） 同上
外部監査 (H21年度～)	自己点検結果について外部監査人が実地に検証する	3年に1回	一定の資格・能力を有する監査人	○事務利用機関（24機関） 同上

3 平成28年度監査結果

- 新規事務利用課においては、監査時の聞き取りにより、規程等に従って概ね適正に運用されていることがうかがえたものの、適正に運用していることを証する書類が整備されていないことなどから、内部監査は2.95点という結果になった。指摘事項は既に改善されているが、今後も、研修会や監査を継続して実施することにより、住基ネットのセキュリティの確保に努め、適切な運用を図っていく。

区分	実施機関	監査者	監査結果	指摘内容と対応
自己点検	全事務利用機関等	事務利用機関等	3.00点	改善を要する項目なし
内部監査	消防課、 <u>農業政策課</u> 、 <u>高校教育課</u> 、 <u>交通指導課</u> 、 <u>監査委員事務局</u> 、 <u>上伊那・松本・北安曇地方事務所</u>	市町村課、情報政策課	2.95点	鍵の管理者、ドキュメントの取扱担当者を明示した書面がない など ⇒ 既に改善済
外部監査	地域福祉課・佐久地方事務所	外部監査人（TIS株）	3.00点	改善を要する項目なし

※下線は、新規事務利用課